

令和3年 9月 6日

千歳会労働組合

執行委員長 内山 美和子 殿

書記長 丸橋 裕子 殿

首都圏青年ユニオン連合会

組合員

組合員

組合員

組合員

組合員

組合員



質問状

この度、当組合が、海外訴訟の第1段階として、フィリピンにおいて貴殿らに起こした訴えが、無事受理されました。つきましては、今後の訴訟に関連し、今一度貴殿らの方針を確認させて頂きたく、質問させて頂きます。

貴殿らは、令和3年7月に決定がなされた「千労委令和元年（不）第2号不当労働行為救済申立事件」において、明らかに不法行為を行っている組合幹部個人を訴訟当事者とするのではなく、大勢の一般組合員を巻き込む形で、「千歳会労働組合」を訴訟当事者とする事を主張されてきました。

この方針により、千歳会労働組合に属する、何らの不法行為も行っていない一般組合員の方が、明らかに不法行為を行っている組合幹部の行為につき、連帯責任をとる形となっておりますが、この事実について、一般の組合員の方はご納得されているのでしょうか。日本国内での損害額よりも、海外における損害額の方が莫大であるため、今後、海外での訴訟が相次ぐ前に、この点につき今一度、一般組合員の方に、「組合として、共同して」ご負担頂けるのか、ご確認くださいませよう、お願い致します。

また、当該方針は、貴組合の上部団体である千葉県医療労働組合連合会の書記長である永島氏が決定されたものでしょうか。それとも、貴殿らが自らの判断において、個人としての責任を逃れ、一般組合員を巻き込むと決定されたのでしょうか。

今後、第2段、第3段の海外訴訟が控える中で、当該方針は、千歳会労働組合の存続にも関連する重大な論点であるため、ご回答くださいますよう、お願い致します。

なお、貴殿らから回答が得られない場合、当組合としては、何らの責任もない一般組合員の方に責任を負わせることは理不尽であると考えていることから、今後の訴訟においても、貴殿ら2名を原告として訴訟を提起させて頂きます。

貴殿らが、どうしても、一般組合員を巻き込み、連帯責任を負わせたいというお考えであれば、また、従前のように、「千歳会労働組合」を訴訟当事者とする主張をお続けください。

以上